

アジア諸国と人権 (その十三)



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

つたわけです。

一九四八年に国連総会が採択した世界人権宣言は、それ以後の国際社会における人権保障発展の中核として、きわめて重要な役割を果たしてきました。しかし、同宣言三〇箇条のなかに少数者の権利に関する規定はありません。それは人種、性、言語、宗教などに基づく差別なしにすべての個人に等しく人権を保障すれば、とくに少数者の人権を問題とする必要はない、という考え方がとられたからです。このように世界人権宣言は本来「人権が私たち一人ひとりの個人のものである」ことを大前提としていました。言い換えれば、個人が集まった何らかの「集団（グループ）」の権利は、問題とされていなか

その理由の一つは、当時の国連加盟国の多くがそれぞれの国内に複数の民族集団を抱えており、宣言が集団の権利に触れることによって、各国家の統合ひいては各家の安全を脅かす可能性を植え付ける結果になるのを避けようとしたのだ、と見ることができます。事実、ここで取り上げているインドは、いろいろな違いを乗り越えて統一の実現を目指したガンジューの悲願にもかかわらず、ヒンドゥー教徒のインドとイスラム教徒のパキスタンという二つの国に別れて独立せざるをえなかったのです。しかも両国はそれぞれのなかに、イスラム系やヒンドゥー系の少数者を抱えることになりました。インド以外にも、当時の国連加盟国数の四割を越える中南米諸国はいずれも、国内に欧州系、土着系、アフリカ系、混血系などの複数人種を抱え、世界人権宣言のなかに「少数者の権利」を盛り込むことに抵抗しました。そして、大なり小なり異民族問題を抱える欧州諸国も「少数者の権利」保障に消極的な態度をとったのです。かくして世界人権宣言のなかに、少数者の権利は規定されませんでしたし

た。

もともと、第二次大戦に先立つ国際連盟時代に多くの少数者保護条約が結ばれ、大戦中にかけてユダヤ人種のホロコーストが世界を震撼させた事実を前にして、国際連合がこの問題に目をつむったわけではありません。その証拠に、国連の経済社会理事会の専門機関の一つとして、世界人権宣言採択の原動力となった国連人権委員会は、自らの下部組織のなかに「差別的防止と少数者の保護に関する小委員会」を設け、あらゆる種類の差別的防止と並んで、少数者の保護の問題にも取り組まれました。そしてこの小委員会の働きもあり、世界人権宣言を条約にする作業をとおして、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第二七条に「種族的、宗教的又は言語的少数民族 (minorities) が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」という規定が盛り込まれたのです。

ところで、インドの人権問題に戻るまえに、少数者とは何かを考えておきましょう。私は国際人権規約人権委員会の委員になるまえに、さきに触れた「差別的防止と少数者の保護に関する小委員会」の代理委員を務めた経験があります。この小委員会は一九八五年に少数者を定義しようと試みました。もちろん「少数者は多数者に対比される概念であり、絶対人数が大きい多数者に対し、それが小さいのが少数者です。このように人数を基準として多数者、少数者を分けることができます。ところが当時、国連で問題となっていた南アフリカのアパルトヘイト政策は、数のうえで少数者である白人が多数者の有色人を支配する手段でした。ということは、数の多い少ないだけを基準として少数者を決めるのではなく、どの集団が全体の支配権を握っているかも、基準に入れるべきではないかという異論が出て結局、小委員会の定義はまともませんでした。次回は、その点を考慮に入れて、インドの少数者問題を考えてみましょう。